

和歌山県後期高齢者医療広域連合の設立について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の規定に基づき、広域連合の設立を次のとおり許可したので、同法第285条の2第2項の規定により公表します。

【設立の内容】

1 広域連合の名称

和歌山県後期高齢者医療広域連合

2 許可年月日

平成 19 年 1 月 24 日

3 設立年月日

平成 19 年 2 月 1 日

4 広域連合を組織する地方公共団体

和歌山県内の全市町村

5 広域連合の処理する事務

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 18 年政令第 294 号)で定める事務については、関係市町村において行う。

- (1)被保険者の資格の管理に関する事務
- (2)医療給付に関する事務
- (3)保険料の賦課に関する事務
- (4)保険事業に関する事務
- (5)その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務